

# 平成21年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## ○議事日程

平成21年2月12日（木）午後1時40分開会

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第9 平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更に係る協議について
- 日程第14 地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定について

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ○出席議員（18人）

- |      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| （1番） | 石原茂雄君 | （2番）  | 石井直樹君 |
| （3番） | 野村寛君  | （4番）  | 大橋俊二君 |
| （5番） | 深澤進君  | （6番）  | 田村典彦君 |
| （7番） | 渡辺敏昭君 | （8番）  | 梶繁美君  |
| （9番） | 杉山功一君 | （10番） | 杉山勇君  |

(11番)	吉永満榮君	(12番)	酒井基寿君
(13番)	鈴木望君	(14番)	鈴木尚君
(15番)	藤井武彦君	(16番)	加藤一司君
(19番)	石川久雄君	(20番)	櫻井泰次君

○欠席議員（2人）

(17番)	田島建夫君	(18番)	原田英之君
-------	-------	-------	-------

○説明のための出席者（7人）

広域連合長	小嶋善吉君	副広域連合長	鈴木康友君
副広域連合長	芹澤伸行君	事務局長	岡田貞夫君
事務局次長	河野拓明君	保険料室長	神谷聖司君
医療給付室長	藁科光彦君		

○職務のため会議に出席した職員（3人）

書記長	森山誠君	書記	古郡和明君
書記	鈴木治幸君		

午後1時40分開会

○議長（渡辺敏昭君） ただいまの出席議員は、18名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成21年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、私から諸般の報告として、5点の報告を申し上げます。

まずはじめに、議員の異動について御報告申し上げます。

平成20年11月から12月中に、斎藤衛議員、戸本隆雄議員及び井田久義議員の任期が終了となったことにより、3名の欠員となっておりますが、本年1月8日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、石原茂雄君、石井直樹君及び野村寛君が当選されましたので、御報告申し上げます。

次に、今期定例会において本日広域連合長より、議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてほか8件の議案が提出されております。

次に本日、吉永満榮君ほか2名から、発議案第1号地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定についてが提出されております。

次に、監査委員から平成20年9月分から12月分の現金出納検査の結果及び定期監査の結果に

ついて報告があり、お手元に配布されております。

次に、平成21年1月20日付、静岡県社会保障推進協議会会長吉野雄二氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から、後期高齢者医療制度に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配布してありますので、御承知おきます。

以上で、諸般の報告を終わります。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

#### 日程第1 議席の指定について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。新たな議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、深澤進君及び杉山功一君を指名いたします。

#### 日程第3 会期について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第3、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程第4 一般質問

○議長（渡辺敏昭君） 日程第4、一般質問を行います。加藤一司君から通告がありますので発言を許します。加藤一司君。

〔加藤一司君登壇〕

○議員（加藤一司君） それでは通告に従いまして、被保険者資格証明書の交付について一般質問をいたします。高齢者の医療の確保に関する法律等関係法令により、特別の事情もなく1年以上にわたり、保険料の滞納がある被保険者に対しては、保険証の返還を求め、これに代わる資格証明書を交付することとなっているところではありますが、これまでの議会においては、市町の事務である収納業務において、積極的に滞納者との相談等に努め、適正納付の推進をはかることや、また、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な場合に限り適用

する、との厚生労働省の方針に基づき、取扱いを定める作業を進めている、との答弁がされているところであります。

しかし、昨年12月に国会で可決された国民健康保険法の改正により、中学生以下の子供には今年の4月1日以降は、資格証明書は出さない、となったところであります。こうした状況に鑑み、私といたしましては、長寿医療制度においても資格証明書の交付につきましては、より一層の配慮が必要だと思ひますし、また、こうした点を踏まえて要綱等の作成にあたるべきものと思ひますが、どのように考えておられるのかお伺ひいたします。以上、1回目の質問といたします。

○議長（渡辺敏昭君） 答弁願ひます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） お答えさせていただきます。資格証明書の交付が法令で義務付けられていることにつきましては、御指摘のとおりでございます。また、特別の事情の把握に努めることを通じて、結果として資格証明書に該当する方の数を少なくしていく配慮が重要であるとの点につきましては、これまでの答弁でも申し上げてきたとおりでございます。

1年間の滞納があるからといって直ちに資格証明書を交付するというのではなく、病気等の特別な事情の把握に努めるなど、より慎重な取り扱いとなるよう、市町と協議を行い要綱等の作成を行っているところでございます。

また、国民健康保険法改正との関連でございますが、「直接納付義務のない子供たちに責任を求めるのは厳しい」という観点から行われた改正でございまして、被保険者すべてに保険料の負担をお願いしている長寿医療制度とは多少状況が異なる部分があるというように考えておるところでございます。

しかしながら、医療を受けることが多い年齢層でございますので、そうしたことに十分な配慮をしたうえで、要綱等の作成をしていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（渡辺敏昭君） 再質問はありますか。加藤一司君。

〔加藤一司君登壇〕

○議員（加藤一司君） それでは再質問をいたします。ただいまの答弁で、事務局においても慎重な取扱いを進めていることは理解をいたしました。具体的にはどのような形でそうした慎重な取扱いを実施していくつもりであるのか、また要綱等を作成しているとのことでありますが、現時点での方向性を明らかにすべきだと思ひますがその点を再度お伺ひをいたしたいと思ひます。

○議長（渡辺敏昭君） 答弁願ひます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） お答えをいたします。現段階では具体的な基準を申し上げるまでに至ってございませぬが、来会のお知らせによる事前通知などによりまして、被保険者の方との接触機会をできるだけ確保した上で、個々の状況把握に努めてまいります。

それにもかかわらず、特別な事情が伺えず、滞納の解消に向けての見通しが立たない場合で

あっても、有効期限が短い短期被保険者証を交付し、改めて相談の機会を設けることで、引き続き滞納解消に向けた働きかけを行いたいと考えているところでございます。

このような取組みを通じまして、機械的な資格証明書の交付とならないよう、慎重な運用をはかっていきたいというように考えておるところでございます。

○議長（渡辺敏昭君） 再質問はありますか。

○議員（加藤一司君） ありません。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で加藤一司君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了します。

#### 日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第5、議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは御説明いたします。議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。国において、人事院勧告に基づき、職員の勤務時間が1日8時間から7時間45分に短縮されたことに伴い、広域連合においても、これに準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第1号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第6 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺敏昭君） 次に、日程第6、議案第2号静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第2号静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。これは、地方公務員法の育児休業等に関する法律が改正され、職員が育児をしながら勤務しやすくするため育児短時間勤務制度の新設等が行われたことに伴い、その実施を図るため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第2号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第7 議案第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第7、議案第3号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第3号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。これは、国が、平成20年度に実施した低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減を、引き続き平成21年度においても実施することと決定したため、保険料を規定している当該条例の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第3号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第8 議案第4号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について**

○議長（渡辺敏昭君） 日程第8、議案第4号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第4号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてであります。これは、国の補正予算により、新たに円滑運営臨時特例交付金が措置されることとなり、この交付金を基金に積み立てるため、所要の改正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第4号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第9 議案第5号 平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）**

○議長（渡辺敏昭君） 日程第9、議案第5号平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第5号平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）であります。これは、平成19年度の決算剰余金について、地方財政法の規定により、2分の1を超える額を財政調整基金に積立、残額を

一般財源に充当し、市町負担金を減額する等のため、予算の補正を行うものであり、歳入歳出を、それぞれ7,057万8千円追加して、総額2億2,250万9千円とするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第5号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第10 議案第6号 平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡辺敏昭君） 日程第10、議案第6号平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） 御説明いたします。議案第6号平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。これは、国の補正予算により、新たに円滑運営臨時特例交付金等が交付されること等のため、予算の補正を行うものであり、歳入歳出をそれぞれ15億6,504万4千円追加して、総額2,702億124万9千円とするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第6号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決



することに決しました。

**日程第11 議案第7号 平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算**

○議長（渡辺敏昭君） 日程第11、議案第7号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第7号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。

議案書その2、1ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,076万4千円と定めます。第2条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものとしております。

次に4ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入でございますが、1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。2款1項国庫負担金及び3款1項県負担金は、保険料の不均一賦課による減額財源の負担でございます。4款1項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子、6款1項繰越金は、20年度決算による繰越金でございます。

次に5ページ、歳出でございます。1款1項 議会費は、議員報酬や会議旅費、2款1項 総務管理費は、事務局職員10名の人件費負担金や事務用電算機器等の賃借料、2項選挙費は、選挙管理委員会の開催経費、3項監査委員費は監査の実施に必要な経費が主なもので、3款1項 社会福祉費は、保険料の不均一賦課にかかる国、県負担金相当額を特別会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第7号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第12 議案第8号 平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算**

○議長（渡辺敏昭君） 日程第12、議案第8号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは御説明いたします。議案第8号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

議案書②の19ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,072億276万7千円と定めてございます。第2条は債務負担行為のできる期間と限度額を定めてございます。第3条は一時借入金の最高額を200億円と定めてございます。第4条は歳出予算については各項目間で過不足を流用できるものとしたしてございます。

次に22ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入でございますが、1款1項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金でございます。2款1項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業費補助金でございます。3款1項県負担金は、療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。4款1項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者交付金でございます。5款1項特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療に関する給付に係る交付金でございます。6款1項財産運用収入は、臨時特例基金の運用利子でございます。8款1項一般会計繰入金は、保険料の不均一賦課に係る国県交付金の繰り入れでございます。2項基金繰入金は、臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に24ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項総務管理費は、医療費通知等の通信運搬費、診療報酬明細書点検業務等の委託料、事務局職員19名の人件費負担金が主なものでございます。2款1項療養諸費は、療養給付費、訪問看護療養費、移送費及び審査支払手数料でございます。2項高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。3項その他医療給付費は、葬祭費でございます。3款1項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金でございます。4款1項特別高額医療費共同事業拠出金は、歳入5款1項特別高額医療費共同事業交付金の財源となる拠出金でございます。5款1項健康保持増進事業費は、健康診査費でございます。6款1項基金積立金は、臨時特例基金の運用利子を臨時特例基金に積み立てるものでございます。7款1項公債費は、一時借入金の利子でございます。

次のページ、第2表でございますが、債務負担行為でございます。21年度から新たに追加される債務負担行為の期間と限度額を定めているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。藤井武彦君から通告がありますので、発言を許します。藤井武彦君。

〔藤井武彦君登壇〕

○議員（藤井武彦君） 通告に基づき質疑を行います。議案第8号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を行います。後期高齢者医療制度は昨年の4月から施行され、早くも10か月が経過しております。この制度の根幹をなすものが、保険料率を含む医療財政予算であります。現在は、平成20年度予算に基づき制度が運営されているところでありますが、本定例会では、保険料の軽減対策などの補正予算を始め、21年度予算が提案されているところであります。制度の円滑な運営のためには、保険料収入や医療給付費などの収入支出の状況を適切に把握することが重要であると考えております。

そこで、現在、具体的な医療給付費はどのような状況であるのか、また、その財源である公費負担や保険料収入は見込みどおりであるのかお伺いします。さらに、今年度実績に基づく21年度予算についてはどのように見込んでいるのか合わせて伺います。以上です。

○議長（渡辺敏昭君） 答弁願います。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） お答えいたします。医療給付費につきましては、4月から10月診療分までの7か月間の実績が出ております。この実績額は、1月あたり230億円程度でありますので、これを基に冬場の増加分等を見込みまして、今後の医療給付費を予想しますと、概ね予算額の2,600億円に近いものになると予想しておるところでございます。

次に、保険料徴収額でございますが、1回当りの特別徴収による収納額が、27億円程度、同様に普通徴収が12億円程度でございます。年間にいたしますと260億円程度となり、これにつきましてはほぼ予算どおりであると判断してございます。また、国をはじめ県、市町の公費負担額は、年度の途中であることから額は確定してございませんが、いずれも医療給付費の実績に基づき交付されるものでありますので、同様に予算と比較し、大きな差は生じることはないものと存じてございます。以上の状況から、今年度の医療財政は概ね順調に推移しているものと考えてございます。

次に来年度予算につきましては、今年度の実績が未だ半年程度しかない状況でございますので、平成19年11月に保険料率を算定する際に積算しました平成20年度、21年度の2か年における医療財政予算を基に計上いたしました20年度予算が、概ね見込みどおり執行されていることから、それを踏襲するかたちで、21年度予算を算出してございます。したがって、今回提案させていただきました21年度予算案につきましても妥当なものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺敏昭君） 再質疑はありますか。

○議員（藤井武彦君） ありません。

○議長（渡辺敏昭君） 再質疑なしと認めます。

以上で、藤井武彦君の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第8号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第13 議案第9号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更に係る協議について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第13、議案第9号静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更に係る協議についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは御説明いたします。議案第9号静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更に係る協議についてでございますが、これは現在、広域連合が加入している静岡県市町総合事務組合の構成団体数の減少とこれに伴う組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第9号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 発議案第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第14、発議案第1号地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。吉永満榮君。

〔吉永満榮君登壇〕

○議員（吉永満榮君） それでは、発議案第1号地方自治法第180条第1項の規定に基づく 静岡県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定について御説明申し上げます。

地方自治法において、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、広域連合長においてこれを専決処分することができるものと規定しております。本議会においては、既に交通事故に関わる損害賠償の額の決定等について指定しているものであります。

ここでさらに、議会運営の効率化を図り、法令の施行に合わせた適切な時期に広域連合長に条例改正などを行わせることを目的として、軽易と認められ、本議会が独自の判断をする余地のない事項、一つ目として、法令の改正または廃止に伴う条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する条例の規定の整理に関する条例の改正を行うこと、二つ目として、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び名称変更並びにこれらに関わる当該組合の規約を変更すること、これら2件について、広域連合長が専決できる事項として新たに指定しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔広域連合長小嶋善吉君登壇〕

○広域連合長（小嶋善吉君） 2月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ただいまは、平成21年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算、特別会計予算をはじめ、各種議案につきまして可決いただきまして、ありがとうございました。

現在、国においても、低所得者への保険料軽減対策をはじめ、より良い制度に向けての見直しや検討が進められているところであります。今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様からいただく御意見はもとより、国の動向を十分に把握をし、市町としっかり連携を図りながら、業務に精励してまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、一層の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、ごあ

いさつとさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（渡辺敏昭君） あいさつを終わります。

これにて、平成21年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年2月12日

議 長 渡 辺 敏 昭

議 員 深 澤 進

同 杉 山 功 一